

令和6年度ちばワーケーション受入促進広域連携会議業務委託仕様書

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

1 業務名 ちばワーケーション受入促進広域連携会議

2 委託期間 契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

3 委託金額（上限） 2,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 業務の目的・概要

昨年度に引き続き、県全体のワーケーション受入体制を強化するために、ワーケーションを通じた市町村や観光協会、団体、受け入れ施設等の連携を促進させる広域連携会議を開催する。

特に今年度は、ワーケーション受け入れ施設の担い手増加を目指して、県内外の新規参入事業者(※)をワーケーション実施の受け入れ側として千葉県に呼び込むため、セミナーを開催する。

(※) 県内外の観光・宿泊施設等運営事業者のうち、県内での新規施設開設に興味のある者

5 業務の内容

ワーケーションを通じた市町村や観光協会、団体、受け入れ施設等の連携を促進し、県全体の受入体制を強化するとともに、県内外の新規参入事業者をワーケーションの受け入れ側として千葉県に呼び込むことを目的とした広域連携会議やセミナー、ワークショップ等の企画及び運営を実施する。

なお、以下の(1)～(4)については、適宜県と協議して進めること。

(1) 実施する会議の内容

ア 対象者

ワーケーションに興味のある市町村、観光協会、ワーケーション実施事業者、県内外のワーケーション新規参入事業者

イ 開催地及び会場設営

開催地は、千葉市内で、県内外からの集客が見込める会場とすること。

また、必要な物品については、40名参加を想定し、委託料に計上すること。

ウ 開催方法

原則実地開催とする。

ただし、受講者の希望に応じてオンラインでの参加ができるようにすること。

エ 開催日時

令和7年2月中に開催することとし、受講者が参加しやすい日時に設定すること。

オ 予定定員

30～40名程度

カ 会議内容

会議の対象となる事業者等の受講意欲を高めるテーマを提案すること。

以下の内容(①～④)を必須とすること。

①新規参入事業者向けセミナー

…新規参入事業者を県内外から募ることが出来るようなテーマとする。

(例) 空き家を活用してワーケーションを実施できる施設を県内に設置。

②トークセッション

…有識者、ワーケーション実施事業者、受け入れ施設、市町村担当者によるトークセッションを実施。上記のセミナーを受けて、感想や意見、今後の知見を述べ合う場とする。

③ワークショップ

…千葉県のワーケーション受入体制が強化されるようなテーマとする。

(例) ワーケーションで実現する新たな地域活性化ビジネス

④交流会

キ 講師

実践につながるような講師を複数人提案すること。

望ましい講師の特徴としては、例えば、ワーケーションの受入れ地域と実施事業者が、それぞれ抱えている社会課題の解決を目指したワーケーションの仕組みに精通している者、官民双方の立場から講義の出来る者、また、講義内容を受講者がすぐに業務に取り入れられるよう各現場の関係者や実践者、受講者を鼓舞するような活力のある者、トークセッションやワークショップの運営を円滑に行うことが出来る者等。

(2) 事業の周知及び受講者の募集

以下の業務(ア、イ)を必須とすること。また、受講申込受付及び申込者への案内等は受託者が実施することとする。

ア チラシの製作

・デザインや記載内容については、会議の内容が効果的に伝えられるよう提案すること。

- ・対象者への周知に効果的な部数及び配布（周知）先を提案し、配布すること。
- ※各市町村観光担当課、各地域振興事務所、各観光協会へは必ず配布すること。
- ・県が周知の際に配布できるよう、実施日より3週間前に製作物及びPDF形式の原稿データを県に納品すること。

イ 受講者の募集

予定定員に加えて、県内外からの新規参入事業者が目安として10名程度集まるように、効果的な募集方法を提案すること。

以下の内容（①～③）を例として示す。

- ①会議の周知及び受講者の募集は、新規参入事業者を要領よく呼ぶことができるように、チラシの送付だけでなく、直接的な方法（対象者の事業所や関係団体の会合での説明、対象者への架電や訪問等）でも行うこと。
- ②ホームページからの応募を受け付けることができるように、適切なサイト（イベント・セミナー・コミュニティ参加に積極的なユーザーから発見されやすい、告知ページの作成から当日の受付まで可能、会員数やサイトからのイベント参加者が多い、事前審査等の複雑な手続きが不要等）へ掲載すること。
- ③県外の新規事業者の目に留まるように、メールマガジン等を活用して積極的な募集をかけること。

なお、受講者の募集に係る費用に関しては、委託料から計上すること。

（3）実施結果及び事業結果の検証

受講者（オンラインでの受講者含む）に対し、以下項目を含むアンケートを行い、結果を会議開催日から10日程度で取りまとめ、県に報告すること。また、会議終了後、事業全体の検証をすること。

- ・会議に参加して特に印象的な内容、講師について
- ・会議で得た内容を今後の業務にどう生かすか
- ・今後の会議への要望やニーズについて
- ・全体を通して、質問・ご意見、県への要望等
- ・その他、事業結果の検証に必要と考える事項について

（4）成果物の提出

事業終了後、次の成果物を作成し、令和7年3月28日（金）までに提出すること。

- ① 事業報告書 1部（A4判とし、製本またはバインダー等への綴じ込みとする。）
次の内容を必ず記載し、実施した研修の全容が理解できるものとする。
 - ・実施した業務全体の概要
 - ・実施した会議の内容（開催地及び会場、開催日時、受講者数、項目、講師等）
 - ・周知の実績及び受講者の募集結果
 - ・アンケート結果及び事業結果の検証

・事業経費の内訳

② 研修資料一式 1部

講師が独自に配布したのもも含め、研修に使用した資料を全て提出すること。

③ 上記①及び②の電子データ一式

6 留意事項

① 委託業務の実施に当たっては、委託者と十分に協議し、その指示及び監督を受けなければならない。

② 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

③ 本業務における成果物の取扱いは次のとおりとする。なお、成果物の作成にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。

ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て県に帰属するものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

④ 原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

⑤ 受託者は、本事業を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

⑥ 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

⑦ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

⑧ 事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に行うこと。

⑨ 本仕様書に定める事項及び本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者は遅滞なく協議を行うものとする。

⑩ その他、本仕様書に記載のない事項については、提案の範囲とする。